矢板市「赤ちゃんの駅」事業実施要綱

(目的)

第1条 乳幼児を連れた保護者が、外出時におむつ替えや授乳などのために気軽に自由に立ち寄ることができる市内の民間施設や公共施設を「赤ちゃんの駅」として登録することにより、安心して外出できる環境を整備し、子育て家庭の外出を支援するとともに、社会全体で子育てを支援する意識の醸成を図ることを目的とする。

(利用対象者)

第2条 「赤ちゃんの駅」の利用対象者は、乳幼児連れの保護者とする。

(利用料)

第3条 乳幼児連れの保護者は、誰でも無料で利用することができるものとする。

(登録対象施設)

第4条 「赤ちゃんの駅」に登録できる対象施設は、市内の公共施設又は小売業の業務を行う者の事業用に供される施設その他の民間施設とする。

(登録基準)

第5条 前条の対象施設は、次の両方又は、いずれかの設備を提供できる施設と する。

おむつ替えのための設備

ベビーベッドやベビーシート等、おむつ替えができる設備があること。

授乳等のための設備

授乳のための設備

- ア ソファーや椅子等、母親がリラックスした状態で授乳を行うための設備があること。
- イ 授乳を行う際のプライバシーの確保ができるよう、四方を壁やカーテン、パーテーション等で仕切られたスペースであること。

調乳のための設備(可能な場合)

- ア 調乳用のポット等、調乳用のお湯を提供するための設備があること。
- イ 70 以上のお湯を提供することができること。
- ウ 調乳用のお湯を安全にかつ衛生的に管理することができること。

(登録方法)

- 第6条 「赤ちゃんの駅」の登録を希望する施設は、矢板市「赤ちゃんの駅」登録申込書(別記様式第1号)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは審査を行い、登録基準を満たす と認めるときは、「赤ちゃんの駅」として登録(以下「登録施設」という。)す るものとする。

(変更の届出)

第7条 登録施設が登録した内容の変更をしようとするときは、矢板市「赤ちゃんの駅」内容変更・廃止届(別記様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(登録の解除)

- 第8条 登録施設が登録を解除しようとするときは、矢板市「赤ちゃんの駅」内 容変更・廃止届(別記様式第2号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、登録施設が登録基準を満たさないことが明らかになったとき、又は 登録施設として適当でないと認めるときは、登録を解除することができる。

(事業の実施日及び時間)

第9条 事業の実施日及び時間は、登録時に施設管理者が決定する。また、施設 管理者は、臨時的に事業を実施しない日及び時間を決定することができる。

(安全確保及び衛生管理)

第10条 登録施設を管理する者(以下「施設管理者」という。)は、「赤ちゃんの駅」の設備の維持管理及び衛生管理並びに利用者の安全確保について十分な注意と配慮を行わなければならない。

(利用の制限)

第11条 施設管理者は、「赤ちゃんの駅」の利用者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その利用を拒み、若しくは制限し又は退去を命ずる等適切な対応を行わなければならない。

登録施設にとって、安全性の確保や適正な衛生管理を行う上で、重大な支 障があると認められるとき。

利用者が、施設管理者の指示に従わなかったとき。

その他、施設管理上の支障があるとき。

(登録施設の表示)

- 第12条 登録施設は、市が交付する表示物を施設の出入口及び設備周辺等利用 者の目につきやすい場所に表示するものとする。
- 2 表示物の管理は、施設管理者が行うものとする。

(広報及び支援)

- 第13条 市は、広報やホームページ等への掲載により、登録施設を市民に広く 周知するものとする。
- 2 登録施設は、商品及び企業広告に登録施設である旨を表示することができる。

(登録施設の確認)

第14条 市は、必要と認める場合には登録施設に対して本事業の実施状況について現地を確認し、又は報告を求めることができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか「赤ちゃんの駅」の実施にあたり、必要 な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から適用する。